2）工事監理業務　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物について、工事監理に係る⑷５）～７）の業務を行うこととする。Ａ－１、Ａ－２、Ｃ街区に係る除却工事監理、Ａ－２、Ｃ街区に係る新築工事監理を業務範囲とする。

⑷　業務内容と履行期限

１）当初業務

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）基本設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）に係る以下の業務とします。

①　基本設計業務

②　権利者合意形成に係る設計資料作成等業務

③　既存建物解体設計業務

履行期限　契約締結日翌日から平成31年３月29日まで

２）契約予定業務その１

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）総合監修業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（全街区）に係るデザイン監修業務、（Ｃ街区）に係る設計意図伝達等業務、（Ａ－２街区）に係る設計意図伝達業務

履行期間　契約締結日翌日から平成37年３月31日

（１次指定）平成34年３月31日まで（Ｃ街区に係る設計意図伝達等業務の完了）

（２次指定）平成35年３月31日まで（Ａ－２街区に係る設計意図伝達業務の完了）

３）契約予定業務その２

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ａ－２街区）実施設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ａ－２街区）に係る実施設計、積算業務

履行期間　契約締結日翌日から平成32年８月31日

（１次指定）平成32年３月31日まで（積算業務を除く全ての業務の完了）

４）契約予定業務その３

業務名称　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ｃ街区）工事費算定設計等業務

業務内容　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ｃ街区）に係る工事費算定設計、積算業務

履行期間　契約締結日翌日から平成32年１月31日

（１次指定）平成31年８月30日まで（積算業務を除く全ての業務の完了）

５）契約予定業務その４

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発既存施設建築物（Ａ街区、Ｃ街区）除却工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発既存施設建築物（Ａ街区、Ｃ街区）除却工事に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成33年４月15日

６）契約予定業務その５

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ａ－２街区）工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ａ－２街区）に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成35年５月31日

７）契約予定業務その６

業務名称　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ｃ街区）工事監督業務

業務内容　（仮称）長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ｃ街区）に係る工事監督業務

履行期間　契約締結日翌日から平成34年５月31日

⑸　業務実施形態　本業務は、当初業務及び契約予定業務その１・その２・その３・その４・その５・その６の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき設計等業務請負契約を締結する協定型一括入札方式を採用した業務である。

２　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。ただし、⑦については、協力事務所でも可とする。

⑴　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。

②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。

③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥　元請として受注し、平成20年度以降に契約履行が完了した以下の業務実績を有することとし、共同企業体であった場合は出資比率が50％以上のものに限る。

業務Ⅰ　延べ面積10,000㎡以上の業務施設または文化・交流・公益施設の建築設計業務（「業務施設」とは、平成21年国土交通省告示十五号（以下、告示十五号という）別添二第四号とする。「文化・交流・公益施設」とは、告示十五号別添二第十二号とする。）

業務Ⅱ　延べ面積5,000㎡以上の建築物の耐震改修の建築設計業務（延べ面積は改修前の緒元を対象とする。なお、耐震改修の工法は問わない。）

業務Ⅲ　市街地再開発事業に係る建築設計業務（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）

業務Ⅳ　延べ面積10,000㎡以上の業務施設または文化・交流・公益施設の工事監理業務

業務Ⅴ　市街地再開発事業に係る建築物の工事監理業務

⑦　統括デザイン監修者の選任　デザインコンセプト・ガイドラインを作成し、デザインの方針を一貫して維持し、複数街区の調整を担う統括デザイン監修者を選任すること。統括デザイン監修者の要件は、竣工した建築物の建築設計について、デザイン能力を評価された賞の受賞歴と一級建築士の資格を要していることとする。なお、受賞案件の建築設計体制における役職や立場は問わない。また、統括デザイン監修者は管理技術者、各主任担当技術者との兼任は不可とする。

⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年４月23日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、東日本都市再生本部長から長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　業務の実績

⑶　専門分野別の技術職員の状況

⑷　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　過去の実績の技術的評価　管理技術者、意匠主任技術者及び統括デザイン監修者の過去の実績

⑵　業務実施計画　動員計画、工程計画の妥当性

⑶　業務の実施方針　業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

⑷　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性、独創性、実現性

５　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部経理課　電話03―5323―0469　ＦＡＸ03―5323―0638

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日